個情法(通則編)_自己評価表　　Ver.20220401

No	ガイドライン項番	大項目	中項目	小項目	条件	確認事項	補足	分類		自己評価								
								規定	運用	適合状況（○or×）	該当無（○）	当該規定類等名称	必須	該当無	努力	該当無	備考
1	3-1-1	個人情報の利用目的	利用目的の特定			取得する全ての個人情報の利用目的をできる限り具体的に特定しているか。	利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が個人情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい。 できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。 例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。		★		-			–	–	–	
2	3-1-2	個人情報の利用目的	利用目的の変更		利用目的の変更がある場合で同意を要しない場合	変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で変更したか。	すなわち、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することは可能である。		★								
3	3-1-2	個人情報の利用目的	利用目的の変更		2項が該当する場合 変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で変更した場合	変更された利用目的は、本人に通知するか、又は公表したか。			★								

4	3-1-3 3-1-5	個人情報の利用目的	利用目的による制限		特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報の取り扱い（目的外利用）がある場合	特定された利用目的（2項で変更された利用目的を含む。）の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、本人の同意を得たか。ただし、(1)～(6)を除く。	(1) 法令に基づく場合 (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。 (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。		★						–	–	
5	3-1-4	個人情報の利用目的	事業の承継		事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合	当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱っているか。			★						–	–	
6	3-2	不適正利用の禁止				違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用していないか。						-			–		

7	3-3-1	個人情報の取得	適正取得			偽り等の不正の手段により個人情報を取得していないか。			★		-			–	–	–	
8	3-3-2	個人情報の取得	要配慮個人情報の取得		要配慮個人情報を取得した場合	あらかじめ本人の同意を得たか。ただし、(1)～(9)を除く。	（1）法令に基づく場合 （2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき （3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき （4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき （5）当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。） （6）学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）		★						–	–	–	
9	3-3-3	個人情報の取得	利用目的の通知又は公表			個人情報を取得する場合、あらかじめその利用目的を公表しているか。			★		-		-	-		-	
10	3-3-3	個人情報の取得	利用目的の通知又は公表		前項で公表していない場合	個人情報を取得後速やかにその利用目的を、本人に通知するか、又は公表したか。			★		-				-	-	

11	3-3-4	個人情報の取得	直接書面等による取得		直接本人から個人情報を取得している場合	直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しているか。ただし、(1)～(4)を除く。	（1）利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 （2）利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合 （3）国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき （4）取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合		★		-				-	-	
12	3-3-4	個人情報の取得	直接書面等による取得		人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に個人情報の取得実績があった場合	人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に個人情報の直接取得が必要であった場合、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表したか。			★		-				-	-	
13	3-4-1	個人データの管理	データ内容の正確性の確保等			個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手続を整備しているか。		★			-		-	-		-	
14	3-4-1	個人データの管理	データ内容の正確性の確保等			個人情報データベース等に含まれる個人データの誤り等を発見した場合の訂正等の手続を整備しているか。		★			-		-	-		-	
15	3-4-1	個人データの管理	データ内容の正確性の確保等			個人情報データベース等に含まれる個人データの記録事項の更新、保存期間の設定等がなされているか。			★		-		-	-		-	
16	3-4-1	個人データの管理	データ内容の正確性の確保等		消去対象の個人データがある場合	個人情報データベースに含まれる個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去しているか。			★					-	-		
17	3-4-2	個人データの管理	安全管理措置			取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じているか？	個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。	★	★		-			-	-	-	
18	3-4-3	個人データの管理	従業者の監督			個人データを取り扱わせるに当たって、安全管理措置を遵守させるよう、当該従業者に対し必要かつ適切な監督をしているか。	「従業者」とは、個人情報取扱事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。	★			-			-	-	-	

19	3-4-3	個人データの管理	従業者の監督			個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う従業者に対する教育、研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講じているか。			★		-			-	-		-	
20	3-4-4	個人データの管理	委託先の監督	適切な委託先の選定	個人データの委託先がある場合	委託先において当該個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督を行っているか。	具体的には、個人情報取扱事業者は、法第23条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行うものとする。		★							-	-
21	3-4-4	個人データの管理	委託先の監督	適切な委託先の選定	個人データの委託先がある場合	委託先の安全管理措置が、「講ずべき安全管理措置の内容」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しているか。			★							-	-
22	3-4-4	個人データの管理	委託先の監督	委託契約の締結	個人データの委託先がある場合	委託契約に、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容が盛り込まれているか。			★					-	-			
23	3-4-4	個人データの管理	委託先の監督	委託契約の締結	個人データの委託先がある場合	委託契約に、委託先における委託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握することが盛り込まれているか。			★					-	-			
24	3-4-4	個人データの管理	委託先の監督	委託先における個人データ取扱状況の把握	個人データの委託先がある場合	委託先において、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を確認するため、定期的に監査を行う等により調査しているか。			★					-	-			
25	3-4-4	個人データの管理	委託先の監督	委託先における個人データ取扱状況の把握	個人データの委託先がある場合	前項の調査等の上で、委託の内容等の見直しを検討する等、適切に評価しているか。			★					-	-			
26	3-4-4	個人データの管理	委託先の監督	委託先における個人データ取扱状況の把握	個人データの再委託がある場合	委託先が再委託（再々委託含む）を行おうとする場合は、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行っているか。			★					-	-			
27	3-4-4	個人データの管理	委託先の監督	委託先における個人データ取扱状況の把握	個人データの再委託がある場合	再委託（再々委託含む）先に対し、委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して必要な安全管理措置を講ずることを十分に確認しているか。			★					-	-			

28	3-5-2	個人データの漏えい等の報告等	漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置		漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」とい う。）が発覚した場合	漏えい等事案が発覚した場合は、その内容に応じて次の(1)～(5)について必要な措置を講じたか。 (1)事業者内部における報告及び被害の拡大防止 (2)事実関係の調査及び原因の究明 (3)影響範囲の特定 (4)再発防止策の検討及び実施 (5)個人情報保護委員会への報告及び本人への通知			★							-	-	
29	3-5-2	個人データの漏えい等の報告等	漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置		漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」とい う。）が発覚した場合	漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表しているか。			★					-	-			
30	3-5-3-1	個人データの漏えい等の報告等	個人情報保護委員会への報告	報告対象となる事態	報告対象事態を知った場合	次の(1)～(4)までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、個人情報保護委員会に報告したか。ただし、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合は除く。 (1)要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (2)不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (3)不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (4)個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態	財産的被害が生じるおそれについては、対象となった個人データの性質・内容等を踏まえ、財産的被害が発生する蓋然性を考慮して判断する。 「不正の目的をもって」漏えい等を発生させた主体には、第三者のみならず、従業者も含まれる。 「個人データに係る本人の数」は、当該個人情報取扱事業者が取り扱う個人データのうち、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数をいう。			★							-	-	

31	3-5-3-3	個人データの漏えい等の報告等	個人情報保護委員会への報告	速報	報告対象事態を知った場合	個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により、次の事項を速やか(3～5日以内)に速報として報告したか。 (1)「概要」 (2)「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」 (3)「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数」 (4)「原因」 (5)「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」 (6)「本人への対応の実施状況」 (7)「公表の実施状況」 (8)「再発防止のための措置」 (9)「その他参考となる事項」	(1)当該事態の概要について、発生日、発覚日、発生事案、発見者、規則第 7 条各号該当性、委託元及び委託先の有無、事実経過等を報告する。 (2)媒体や種類（顧客情報、従業員情報の別等）とともに報告する。 (4)当該事態が発生した主体（報告者又は委託先）とともに報告する。 (8)漏えい等事案が再発することを防止するために講ずる措置について、実施済みの措置と今後実施予定の措置に分けて報告する。 速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。		★						-	-	
32	3-5-3-4	個人データの漏えい等の報告等	個人情報保護委員会への報告	確報	報告対象事態を知った場合	速報（前項）に加え、30 日以内または60 日以内（30項に該当）に個人情報保護委員会に確報として前項(1)~(9)を報告したか。	確報においては、前項(1)～(9)までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から 30 日以内又は 60 日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。		★						-	-	
33	3-5-3-5	個人データの漏えい等の報告等	個人情報保護委員会への報告	委託元への通知による例外	委託先で漏えい等事案が発覚した場合	委託先で31項の(1)～(9)のうち、その時点で把握しているものを、当該事態が発生を知った時点から速やかに通知を受けた場合は、委託元として個人情報保護委員会に速やかに報告したか。	「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点から概ね 3～5 日以内である。		★						-	-	
34	3-5-4-1	個人データの漏えい等の報告等	本人への通知	通知対象となる事態及び通知義務の主体	報告対象事態を知った場合	本人への通知を行ったか。ただし、委託元に 31項(1)～(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは除く。 また、本人への通知が困難でない場合も除く。			★						-	-	
35	3-5-4-2	個人データの漏えい等の報告等	本人への通知	通知の時間的制限	報告対象事態を知った場合	本人への通知は速やかに行ったか。			★						-	-	
36	3-5-4-3	個人データの漏えい等の報告等	本人への通知	通知の内容	報告対象事態を知った場合	本人への通知は、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」「原因」「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」及び「その他参考となる事項」に限定したか。			★						-	-	
37	3-5-4-4	個人データの漏えい等の報告等	本人への通知	通知の方法	報告対象事態を知った場合	本人への通知は、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法で行ったか。	本人への通知については、その様式が法令上定められていないが、本人にとって分かりやすい形で通知を行うことが望ましい。		★						-	-	

38	3-5-4-5	個人データの漏えい等の報告等	本人への通知	通知の例外	報告対象事態を知った場合で本人への通知が困難である場合	本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ずることによる対応を行ったか。	代替措置として事案の公表を行わない場合であっても、当該事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、公表を行うことが望ましい。		★						-	-	
39	3-6-1	個人データの第三者への提供	第三者提供の制限の原則		個人データの第三者提供がある場合	個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意を得ているか。 ただし、(1)～(7)、法第23条5項「委託」「事業の承継」「共同利用」は除く。 適合の場合はオプションガイドラインの自己評価表も実施する。	(1)法令に基づいて個人データを提供する場合。 (2)人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合。 (3)公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合。 (4)国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。 (5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。） (6) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第		★						-	-	
40	3-6-1	個人データの第三者への提供	第三者提供の制限の原則		個人データの第三者提供がある場合	あらかじめ、利用目的に第三者に提供することを特定しているか。			★						-	-	
41	3-6-2-1	個人データの第三者への提供	オプトアウトによる第三者提供	オプトアウトに関する原則	オプトアウトによる第三者提供を実施している場合	次の(1)~(9)をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているか。 (1)個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人等の代表者の氏名。 (2)第三者への提供を利用目的とすること (3)第三者に提供される個人データの項目 (4)第三者に提供される個人データの取得の方法 (5)第三者への提供の方法 (6)本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること (7)本人の求めを受け付ける方法 (8)第三者に提供される個人データの更新の方法 (9)当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日	オプトアウトによる第三者提供を行う際は、本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおかなければならないため、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」をおいていないと判断され得る。 (2)利用目的が具体的に分かる内容とすること。「等」や「その他」等のあいまいな表現の記入は望ましくない。 (3)オプトアウトにより第三者に提供される個人データの項目を網羅的に示す必要がある。提示されていない個人データの項目を、オプトアウトにより第三者に提供することはできない。 (4)オプトアウトにより第三者に提供される個人データについて、取得元（取得源）と取得の方法を示す必要がある。 (9)新規の届出の場合には、オプトアウトによる第三者提供を開始する予定日を記入する。変更届の場合には、変更届に基づいて第三者提供を開始する予定日を記入する。		★						-	-	

42	3-6-2-1	個人データの第三者への提供	オプトアウトによる第三者提供	オプトアウトに関する原則	オプトアウトによる第三者提供を実施している場合	前項の(1)~(9)をあらかじめ個人情報保護委員会に届け出たか。	本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。 届出の方法は、電子情報処理組織を使用する方法等によって行わなければならない。なお、代理人によって届出を行う場合は、個人情報保護委員会が定める様式によるその権限を証する書面を提出しなければならない。また、外国にある個人情報取扱事業者が、届出を行う場合には、国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならず、当該代理権を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。		★						-	-	
43	3-6-2-1	個人データの第三者への提供	オプトアウトによる第三者提供	オプトアウトに関する原則	オプトアウトによる第三者提供を実施している場合	前々項の(1)~(9)を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表しているか。			★				-	-			
44	3-6-2-1	個人データの第三者への提供	オプトアウトによる第三者提供	オプトアウトに関する原則	オプトアウトによる第三者提供を実施している場合	次の(1)~(3)をオプトアウトによる第三者提供を禁止しているか。 (1)要配慮個人情報 (2)オプトアウトにより提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供すること (3)不正取得された個人データ	オプトアウトにより提供を受けた個人データのオプトアウトによる再提供の禁止や、不正取得された個人データのオプトアウトによる提供の禁止については、当該個人データの全部又は一部を複製・加工したものについても適用があるため、注意を要する。	★	★						-	-	
45	3-6-2-2	個人データの第三者への提供	オプトアウトによる第三者提供	オプトアウトに関する事項の変更及び個人データの提供をやめた場合	オプトアウトによる第三者提供を実施している場合	次の(1)~(3)のいずれかに該当する場合は、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているか。 (1)届出事項（第三者に提供される個人データの項目等）の変更があった場合 (2)届出事項（氏名又は名称、住所、法人等の代表者の氏名）の変更があった場合 (3)個人データの提供をやめた場合			★						-	-	
46	3-6-2-2	個人データの第三者への提供	オプトアウトによる第三者提供	オプトアウトに関する事項の変更及び個人データの提供をやめた場合	オプトアウトによる第三者提供を実施している場合で、 45項が該当する場合	前項の(1)~(3)をあらかじめ個人情報保護委員会に届け出たか。			★						-	-	
47	3-6-2-2	個人データの第三者への提供	オプトアウトによる第三者提供	オプトアウトに関する事項の変更及び個人データの提供をやめた場合	オプトアウトによる第三者提供を実施している場合で、 46項が該当する場合	前々項の(1)~(3)を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表しているか。			★						-	-	

48	3-6-3	個人データの第三者への提供	第三者に該当しない場合		個人データを共同利用している場合	特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供するにあたり、(1)～(5)をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているか。 (1)共同利用をする旨 (2)共同して利用される個人データの項目 (3)共同して利用する者の範囲 (4)利用する者の利用目的 (5)当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。 (2)事例 1）氏名、住所、電話番号、年齢 事例 2）氏名、商品購入履歴 (3)共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。 なお、当該範囲が明確である限りにおいては、必ずしも事業者の名称等を個別に全て列挙する必要はないが、本人がどの事業者まで利用されるか判断できるようにしなければならない。 (4)共同して利用する個人データについて、その利用目的を全て、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。 (5)「個人データの管理について責任を有する者」とは、開示等の請求及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者をいう。 なお、ここでいう「責任を有する者」とは、共同して利用する全ての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する者をいい、共同利用者のうち		★						-	-	
49	3-6-3	個人データの第三者への提供	第三者に該当しない場合		個人データを共同利用している場合	前項の利用目的が個人データの項目によって異なる場合には、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載しているか。			★					-	-			
50	3-6-3	個人データの第三者への提供	第三者に該当しない場合		個人データを共同利用している場合	事業者が共同利用を実施する場合には、次の(1)～(6)の事項について、あらかじめ取り決めているか。 (1)共同利用者の要件（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み） (2)各共同利用者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先 (3)共同利用する個人データの取扱いに関する事項 ・個人データの漏えい等防止に関する事項 ・目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止 ・共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項 (4)共同利用する個人データの取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置 (5)共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項 (6)共同利用を終了する際の手続			★					-	-			
51	3-6-3	個人データの第三者への提供	第三者に該当しない場合	共同利用に係る事項の変更	個人データを共同利用している場合で「個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称もしくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名」に変更があった場合	遅滞なく、当該変更後の内容について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているか。	「共同して利用される個人データの項目」及び「共同して利用する者の範囲」について変更することは、原則として認められない。		★							-	-	

52	3-6-3	個人データの第三者への提供	第三者に該当しない場合	共同利用に係る事項の変更	個人データを共同利用している場合で「共同利用する者の利用目的」又は「当該責任を有する者」の変更があった場合	変更する前に、変更しようとする内容について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているか。			★						-	-	
53	3-6-3	個人データの第三者への提供	第三者に該当しない場合	共同利用に係る事項の変更	個人データを共同利用している場合で「共同利用する者の利用目的」を変更した場合	社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更したか。			★						-	-	
54	3-7-1	個人関連情報の第三者提供の制限等	法第 31 条の適用の有無について		個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定される場合	あらかじめ当該個人関連情報に係る本人の同意が得られていること等を確認したか。ただし、(1)～(4)を除く。		(1) 法令に基づく場合 (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。		★						-	-	
55	3-7-2-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意の取得方法	同意を取得する主体ー提供先の第三者による同意取得の場合	個人関連情報の提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供先である当社で同意取得の場合	本人に対して、対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得したか。			★						-	-	
56	3-7-2-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意の取得方法	同意を取得する主体ー提供先の第三者による同意取得の場合	個人関連情報の提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供先である当社で同意取得の場合	個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的について、本人への通知又は公表を行ったか。			★						-	-	
57	3-7-2-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意の取得方法	同意を取得する主体ー提供先の第三者による同意取得の場合	個人関連情報の提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供先である当社で同意取得の場合	前項と同時に当該利用目的についても本人に示したか。			★					-	-		
58	3-7-2-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意の取得方法	同意を取得する主体ー提供元による同意取得の代行の場合	個人関連情報の提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供元である当社で同意取得の場合	個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また、対象となる個人関連情報を特定できるように示したか。			★						-	-	
59	3-7-2-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意の取得方法	同意を取得する主体ー提供元による同意取得の代行の場合	個人関連情報の提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供元である当社で同意取得の場合	提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的について、本人への通知又は公表を行ったか。			★						-	-	
60	3-7-2-3	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意の取得方法	同意取得の方法	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合	同意取得に際しては、本人に必要な情報を分かりやすく示しているか。		同意取得の方法としては、様々な方法があるが、例えば、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法、確認欄へのチェックを求める方法がある。	★						-	-	
61	3-7-2-3	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意の取得方法	同意取得の方法	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合	ウェブサイト上で同意を取得する場合は、ウェブサイト上に本人に示すべき事項を記載するのみでは足りず、それらの事項を示した上でウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法等により同意を取得したか。			★						-	-	

62	3-7-3-1	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合	当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法によって本人同意が得られていることを確認したか。			★							-	-
63	3-7-3-1	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供先の第三者から申告を受ける場合	提供先の第三者において、複数の本人から同一の方式で同意を取得している場合、提供元はそれぞれの本人から同意が取得されていることを確認しているか。	同意取得の方法については、本人ごとに個別の申告を受ける必要はなく、複数の本人からどのように同意を取得したか申告を受け、それによって確認を行えば足りる。		★							-	-
64	3-7-3-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	外国にある第三者への提供にあっては、必要な情報が当該本人に提供されていること	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、その提供先が外国にある第三者である場合	個人関連情報の提供先が外国にある第三者である場合は、本人の同意が得られていることを確認したか。	情報提供の方法及び提供すべき情報の内容の考え方等については、外国第三者提供ガイドライン「5-1（情報提供の方法）」及び「5-2（提供すべき情報）」を参照のこと。		★							-	-
65	3-7-3-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	外国にある第三者への提供にあっては、必要な情報が当該本人に提供されていること	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、その提供先が外国にある第三者である場合	64項で本人の同意を得ようとする時点において次の(1)～(3)が当該本人に提供されていることを確認したか。ただし、66~67項の場合は除く。 (1)当該外国の名称 (2)適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報 (3)当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報	情報提供の方法及び提供すべき情報の内容の考え方等については、外国第三者提供ガイドライン「5-1（情報提供の方法）」及び「5-3（提供すべき情報）」を参照のこと。		★							-	-
66	3-7-3-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	外国にある第三者への提供にあっては、必要な情報が当該本人に提供されていること	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、その提供先が外国にある第三者である場合	当該第三者が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国（EU及び英国）にあるかを確認したか。ただし、65、67項の場合は除く。	詳細については、外国第三者提供ガイドライン「3（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国）」を参照のこと		★							-	-
67	3-7-3-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	外国にある第三者への提供にあっては、必要な情報が当該本人に提供されていること	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、その提供先が外国にある第三者である場合	当該第三者が個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備しているかを確認したか。ただし、65、66項の場合は除く。	必要な体制の基準の詳細については、外国第三者提供ガイドライン「4（個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）」を参照のこと。		★							-	-
68	3-7-3-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	外国にある第三者への提供にあっては、必要な情報が当該本人に提供されていること	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、その提供先が外国にある第三者である場合で、67項が該当する場合	当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認しているか。	講ずべき措置の考え方等については、外国第三者提供ガイドライン「6-1（相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置）」を参照のこと。		★							-	-
69	3-7-3-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	外国にある第三者への提供にあっては、必要な情報が当該本人に提供されていること	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、その提供先が外国にある第三者である場合で、67項が該当する場合	当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人関連情報の当該第三者への提供を停止したか。	講ずべき措置の考え方等については、外国第三者提供ガイドライン「6-1（相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置）」を参照のこと。		★							-	-

70	3-7-3-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	外国にある第三者への提供にあっては、必要な情報が当該本人に提供されていること	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、65~67項のいずれかに該当している場合	書面の提示を受ける方法その他の適切な方法によって必要な情報の提供が行われていることを確認したか。	本人から同意を得る主体は、原則として提供先の第三者となる。		★						-	-	
71	3-7-3-3	個人関連情報の第三者提供の制限等	本人の同意等の確認の方法	既に確認を行った第三者に対する確認の方法	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報を提供する際に当該事項の確認を省略した場合	既に作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一である事を確認したか。	規則第 26 条に規定する方法3-7-3-1「個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること」3-7-3-2「外国にある第三者への提供にあっては、参考となるべき情報が当該本人に提供されていること」により確認を行い、3-7-4「提供元における記録義務」により作成されている必要がある。		★						-	-	
72	3-7-4	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務		個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供元において確認を行った場合	当該本人の同意の確認を行った場合は、その記録を作成したか。ただし、「第三者」が(1)から(4)の場合は除く。	（1）国の機関 （2）地方公共団体 （3）独立行政法人等 （4）地方独立行政法人		★						-	-	
73	3-7-4-1	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務	記録を作成する媒体	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供元において確認を行った場合	72項の記録は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しているか。			★						-	-	
74	3-7-4-2-1	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務	記録を作成する方法－原則	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供元において確認を行った場合	72項の記録は、個人関連情報の提供の都度、速やかに、記録を作成したか。	個人関連情報を提供する前に記録を作成することもできる。		★						-	-	
75	3-7-4-2-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務	記録を作成する方法－一括して記録を作成する方法	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供元において一括して記録を作成した場合	当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供していることを確認したか、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実である事を確認したか。	「確実であると見込まれるとき」の例としては、継続的に又は反復して個人関連情報を提供することを内容とする基本契約を締結することで、以後、継続的に又は反復して個人関連情報を提供することが確実であると見込まれる場合などが該当する。この場合は、当該基本契約に係る契約書をもって記録とすることができる。		★						-	-	
76	3-7-4-2-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務	記録を作成する方法－一括して記録を作成する方法	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供元において一括して記録を作成した場合	75項の記録には、対象期間、対象範囲等を明確にしているか。			★					-	-		
77	3-7-4-2-3	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務	記録を作成する方法－契約書等の代替手段による方法	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供提供元におけて、契約書その他の書面をもって記録とする場合	本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供する場合は、当該契約書その他の書面に次の(1)~(3)が含めている事を確認したか。 (1)本人に対する物品又は役務の提供 (2)当該提供に関して作成された（契約書その他の書面） (3)契約書その他の書面	(2)複数の書面を合わせて一つの記録とすることは妨げられない。 本人と提供元との間で作成した契約書のみならず、提供元と提供先の第三者との間で作成した契約書も含まれる。 「契約書」の他にも「その他の書面」には、個人関連情報取扱事業者又は提供先の第三者の内部で作成された帳票、記録簿等も含まれる。 「契約書その他の書面」は電磁的記録を含むため、システム上の記録等も契約書その他の書面」に該当する。		★						-	-	

78	3-7-4-2-4	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務	記録を作成する方法－代行により記録を作成する方法	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、提供先の第三者が、提供元の個人関連情報取扱事業者の記録義務の全部又は一部を代替している場合	提供元の個人関連情報取扱事業者は自己の義務が免責されるわけではないことから、実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築しているか。			★							-	-	
79	3-7-4-3-1	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務	提供元における記録事項ー同	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合	記録に次の(1)～(4)が含まれているか。 (1)本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあっては、情報の提供が行われていることを確認した旨 (2)個人関連情報を提供した年月日又は、記録を一括して作成する場合にあっては、当該提供の期間の初日及び末日 (3)当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (4)当該個人関連情報の項目	(1)外国にある第三者への提供にあっては、情報の提供が行われていることについて確認した旨をその方法を含めて記載する。 提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行している場合においては、それぞれの事項を提供元の個人関連情報取扱事業者が自ら確認した旨を記載する。			★							-	-	
80	3-7-4-3-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務	提供元における記録事項ー記録事項の省略	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供をする場合において、当該事項の記録を省略する場合	作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一である事を確認したか。	既に 3-7-4（提供元における記録義務）に規定する方法により作成した記録に限る。		★							-	-	
81	3-7-4-4	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供元における記録義務	保存期間	個人関連情報の提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合で、作成した記録がある場合	作成した記録を次の期間、保存しているか。 保存期間は記録の作成方法によって異なる。 「契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合：最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間 「一括して記録を作成する方法」により記録を作成した場合：最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 3 年を経過する日までの間 上述以外の場合：3 年			★							-	-	
82	3-7-5-1	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供先の第三者における確認義務	確認方法	第三者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合	当該第三者（提供元）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を確認したか。	確認・記録義務ガイドライン「3-1-1（第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）」も参照のこと。		★							-	-	
83	3-7-5-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供先の第三者における確認義務	既に確認を行った第三者に対する確認方法	複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合において当該事項の確認を省略する場合	既に作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であることを確認したか。	規則第 22条に規定する方法（3-7-5-1（確認方法））により確認を行い、3-7-4（提供元における記録義務）に規定する方法により作成していること。		★							-	-	
84	3-7-5-3	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供先の第三者における確認義務	提供先の第三者による適正取得	第三者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合	偽りその他不正の手段により、個人関連情報を個人データとして取得していないか。			★							-	-	

85	3-7-6	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供先の第三者における記録義務		第三者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合	記録を作成したか。			★						-	-	
86	3-7-6-1	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供先の第三者における記録義務	記録を作成する媒体	第三者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合	85項の記録は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しているか。			★						-	-	
87	3-7-6-2-1	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供先の第三者における記録義務	記録を作成する方法ー原則	第三者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合	85項の記録は、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する都度、速やかに、記録を作成したか。	個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する前に記録を作成することも含む。		★						-	-	
88	3-7-6-2-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供先の第三者における記録義務	記録を作成する方法ー一括して記録を作成する方法	第三者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合で、提供先におけて一括して記録を作成した場合	一定の期間内に特定の事業者から継続的に又は反復して個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得することが確実であることを確認したか。			★						-	-	
89	3-7-6-2-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供先の第三者における記録義務	記録を作成する方法ー一括して記録を作成する方法	第三者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合で、提供先におけて一括して記録を作成した場合	88項の記録には、対象期間、対象範囲等を明確にしているか。			★					-	-		
90	3-7-6-2-3	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供先の第三者における記録義務	記録を作成する方法ー契約書等の代替手段による方法	第三者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合で、提供先において契約書その他の書面をもって記録とする場合	本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次の(1)~(3)が含めている事を確認したか。 (1)本人に対する物品又は役務の提供 (2)当該提供に関して作成された（契約書その他の書面） (3)契約書その他の書面	「契約書その他の書面」は電磁的記録を含むため、システム上の記録等も「契約書その他の書面」に該当する。		★						-	-	
91	3-7-6-3-1	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供先の第三者における記録義務	提供先の第三者における記録事項ー同	第三者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合	記録に次の(1)～(4)が含まれているか。 (1)本人の同意が得られている旨及び外国にある第三者への提供にあっては、情報の提供が行われている旨を記載する。 (2)提供元の個人関連情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記録しなければならない。 (3)当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項 (4)当該個人関連情報の項目	(1)同意の取得や情報提供について、これを行ったことを示す証跡等がある場合には、当該証跡等をもって記録とすることもできる。		★						-	-	
92	3-7-6-3-2	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供先の第三者における記録義務	提供先の第三者における記録事項ー記録事項の省略	第三者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場で、複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合において当該事項の確認を省略する場合	作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一である事を確認したか。	既に 3-7-6（提供先の第三者における記録義務）に規定する方法により作成した記録に限る。		★						-	-	
93	3-7-6-4	個人関連情報の第三者提供の制限等	提供先の第三者における記録義務	保存期間	第三者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場で、作成した記録がある場合	作成した記録を次の期間、保存しているか。 保存期間は記録の作成方法によって異なる。 「 契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合：最後に当該記録に係る提供を受けて個人データとして取得した日から起算して 1 年を経過する日までの間 「一括して記録を作成する方法」により記録を作成した場合：最後に当該記録に係る提供を受けて個人データとして取得した日から起算して 3 年を経過する日までの間 上述以外の場合：3 年			★						-	-	

94	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データに関する事項の本人への周知	保有個人データを保有している場合	保有個人データについて、個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか。	「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。必ずしもホームページへの掲載、又は事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。		★						-	-	
95	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データに関する事項の本人への周知	保有個人データを保有している場合	全ての保有個人データの利用目的を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか。ただし、(1)～(4)を除く。	(1)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 (2)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合 (3)国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合		★						-	-	
96	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データに関する事項の本人への周知	保有個人データを保有している場合	保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求に応じる手続及び保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示の請求に係る手数料の額（定めた場合に限る。）」を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか。	「開示等の請求」とは、保有個人データの開示（3-8-2（保有個人データの開示）参照）、保有個人データの内容の訂正、追加若しくは削除（3-8-4（保有個人データの訂正等）参照）、保有個人データの利用の停止若しくは消去又は保有個人データの第三者への提供の停止（3-8-（保有個人データの利用停止等） 5 参照）、第三者提供記録の開示（3-8-3（第三者提供記録の開示））の請求をいう。		★						-	-	
97	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データに関する事項の本人への周知	保有個人データを保有している場合	保有個人データの安全管理のために講じた措置を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか。 ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。	本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった対応も可能であるが、例えば、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない。		★						-	-	
98	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データに関する事項の本人への周知	保有個人データを保有している場合	保有個人データの安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況（取り扱う保有個人データの性質及び量を含む。）、保有個人データを記録した媒体等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容となっているか。			★						-	-	

99	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データに関する事項の本人への周知	保有個人データを保有している場合	保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか。			★						-	-	
100	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データに関する事項の本人への周知	保有個人データを保有している場合	保有個人データについて、認定個人情報保護団体の名称及び苦情解決の申出先を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか。			★						-	-	
101	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データの利用目的の通知	本人から利用目的の通知請求があった場合	本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、本人に通知しているか。ただし(1)～(4)は除く。	(1)94項～95項の措置により保有個人データの利用目的が明らかである場合 (2)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 (3)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合 (4)国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合		★						-	-	
102	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データに関する事項の公表等	保有個人データの利用目的の通知	本人から利用目的の通知請求があった場合	前項において、通知しない旨を決定したときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しているか			★						-	-	
103	3-8-2	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの開示		本人から保有個人データの開示請求を受けた場合	本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法のうち本人が請求した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示したか。（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）ただし、105項(1)~(3)の場合は除く。	当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法とする。		★						-	-	

104	3-8-2	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの開示		本人から保有個人データの開示請求を受けた場合で、電磁的記録の提供による方法で開示した場合	電磁的記録の提供による方法では、可読性・検索性のある形式による提供や、技術的に可能な場合には、他の事業者へ移行可能な形式による提供を含め、できる限り本人の要望に沿った形で対応したか。	個人情報取扱事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的な方法を定めることができるが、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点を考慮する。		★				-	-			
105	3-8-2	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの開示		本人から保有個人データの開示請求を受けた場合	開示することにより次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知したか。 (1)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 (2)個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 (3)他の法令に違反することとなる場合	(2)「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合とは、個人情報取扱事業者の業務の実施に単なる支障ではなく、より重い支障を及ぼすおそれが存在するような例外的なときに限定され、単に開示すべき保有個人データの量が多いという理由のみでは、一般には、これに該当しない。		★						-	-	
106	3-8-2	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの開示		本人から保有個人データの開示請求を受けた場合	本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知した上で、書面の交付による方法により開示を行ったか。			★							-	-	
107	3-8-3-2	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	第三者提供記録の開示	第三者提供記録の開示の方法	本人から当該本人が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示の請求を受けた場合	本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法のうち本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該第三者提供記録を開示したか。（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）ただし、(1)～(4)を除く。	（1）当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの （2）当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの （3）当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの （4）当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの		★						-	-	
108	3-8-3-3	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	第三者提供記録の開示	第三者提供記録の不開示事由等	本人から当該本人が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示の請求を受けた場合	第三者提供記録を開示することにより次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る第三者提供記録が存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知したか。	(1)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 (2)個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 (3)他の法令に違反することとなる場合		★							-	-	
109	3-8-3-3	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	第三者提供記録の開示	第三者提供記録の不開示事由等	本人から当該本人が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示の請求を受けた場合	本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知した上で、書面の交付による方法により開示を行ったか。			★							-	-	

110	3-8-4	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの訂正等		本人から利用停止等の請求を受けた場合	本人から、保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除の請求を受けた場合で、利用目的の達成に必要な範囲で遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき内容の訂正、追加又は削除を行ったか。	利用目的からみて訂正等が必要ではない場合、保有個人データが誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく、訂正等を行わない旨を本人に通知しなければならない。		★						-	-	
111	3-8-4	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの訂正等		本人から利用停止等の請求を受けた場合	保有個人データの内容の全部若しくは一部について内容の訂正、追加又は削除を行ったとき、又は行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（行ったときは、その内容を含む。）を本人に通知したか。	保有個人データの内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合には、適用されず、当該他の法令の規定が適用されることとなる。		★						-	-	
112	3-8-5-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	利用停止等の要件	本人から利用停止等の請求を受けた場合ー法違反の場合の利用停止等	本人から、本人の同意なく目的外利用がされている若しくは不適正な利用が行われている、又は偽りその他不正の手段により個人情報が取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものであるという理由によって、利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、保有個人データの利用の停止若しくは消去（以下「利用停止等」という。）を行ったか。			★						-	-	
113	3-8-5-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	利用停止等の要件	本人から利用停止等の請求を受けた場合ー法違反の場合の第三者提供の停止	本人から、本人の同意なく第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合で、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、第三者提供の停止を行ったか。			★						-	-	
114	3-8-5-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	利用停止等の要件	本人から利用停止等の請求を受けた場合ー利用する必要がなくなった場合	本人から、利用する必要がなくなったという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行ったか。	利用する必要がなくなったとは、利用目的が達成され当該目的との関係では当該保有個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等をいう		★						-	-	
115	3-8-5-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	利用停止等の要件	本人から利用停止等の請求を受けた場合ー当該本人が識別される保有個人データに係る漏えい等事案が生じた場合	漏えい等事案が生じたという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者への提供の停止を行ったか。			★						-	-	

116	3-8-5-1	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	利用停止等の要件	本人から利用停止等の請求を受けた場合ー当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合	本人から、当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって請求を受けた場合で、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者への提供の停止を行ったか。	「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」とは、法目的に照らして保護に値する正当な利益が存在し、それが侵害されるおそれがある場合をいう。 「正当」かどうかは、個人情報取扱事業者に本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、個人情報取扱事業者は請求に応じる必要がある。 本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断するに当たっては、例えば、以下のような事情を考慮することになる。 （ア）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を保護するために当該保有個人データを取り扱う事情 （イ）法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情 （ウ）契約に係る義務を履行するために当該保有個人データを取り扱う事情 （エ）違法又は不当な行為を防止するために当該保有個人データを取り扱う事情 （オ）法的主張、権利行使又は防御のために当該保有個人データを取り扱う事情		★						-	-	
117	3-8-5-2	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度	本人から利用停止等の請求を受けた場合ー114～116項が該当する場合	本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、利用停止等又は第三者提供の停止を行ったか。			★						-	-
118	3-8-5-3	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置	本人から利用停止等の請求を受けた場合ー利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難である場合	112～116項に該当する場合であっても、利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講じたか。	困難である場合とは、利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合のほか、個人情報取扱事業者が正当な事業活動において保有個人データを必要とする場合についても該当し得る。 代替措置については、事案に応じて様々であるが、生じている本人の権利利益の侵害のお それに対応するものであり、本人の権利利益の保護に資するものである必要がある。		★						-	-	
119	3-8-5-3	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置	本人から利用停止等の請求を受けた場合	利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は、第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供を停止しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知したか。			★						-	-
120	3-8-5-3	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	保有個人データの利用停止等	本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置	本人から利用停止等の請求を受けた場合	事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、自主的に利用停止等又は第三者提供の停止に応じる等、本人からの求めにより一層対応したか。			★					-	-		

121	3-8-6	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	理由の説明		保有個人データについて本人から求めがあった場合	措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明したか。			★				-	-			
122	3-8-7	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	開示等の請求等に応じる手続		開示等の請求等を受け付ける方法を定めている場合	次の(1)～(4)を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか。 (1)開示等の請求等の申出先 (2)開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式、その他の開示 等の請求等の受付方法 (3)開示等の請求等をする者が本人又はその代理人（①未成年者又は成年被後見人の法定 代理人、②開示等の請求等をすることにつき本人が委任した代理人）であることの確認 の方法 (4)保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数 料の徴収方法	(1)（例）担当窓口名・係名、郵送先住所、受付電話番号、受付 FAX 番号、メールアドレス等 (2)（例）郵送、FAX、電子メールやウェブサイト等のオンラインで受け付ける等 本人確認の方法としては、次のような事例が考えられるが、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。 なお、代理人による来所や送付等の場合にあっては、確認書類として、本人及び代理人についての次の事例に示す書類等のほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し。また、成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書）が考えられる。		★						-	-	
123	3-8-7	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	開示等の請求等に応じる手続		開示等の請求等を受け付ける方法を定めている場合	当該手続が、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するとともに、必要以上に煩雑な書類を書かせたり、請求等を受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定したりする等、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しているか。	開示等の請求等を受け付ける方法を合理的な範囲で定めたときは、本人は、当該方法に従って開示等の請求等を行わなければならず、当該方法に従わなかった場合は、個人情報取扱事業者は当該開示等の請求等を拒否することができる。		★						-	-	
124	3-8-7	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	開示等の請求等に応じる手続		開示等の請求等を受け付ける方法を定めている場合	開示等の請求等を行おうとする本人がその手続を把握できるようにしておくことが重要であり、例えば、ホームページへホームページへの掲載による場合、本人が簡単な操作によって該当箇所へ到達でき、円滑に請求等を行えるようにしているか。	事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。		★					-	-		
125	3-8-7	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	開示等の請求等に応じる手続		開示等の請求等を受け付ける方法を定めている場合	「本人の求めに応じて遅滞なく回答する」ことによって対応する場合には、その前提として、少なくとも本人が簡単な操作によって求めを行うことができるようにしているか。			★					-	-		
126	3-8-7	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	開示等の請求等に応じる手続		開示等の請求等を受け付ける方法を定めている場合	円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項（住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示を求める際は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等をすることができるよう、本人の利便性を考慮しているか。			★					-	-	

127	3-8-8	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	手数料		開示等の請求手数料を定めている場合	当該措置の実施に関し、手数料の額を定めている場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか。			★						-	-	
128	3-8-8	保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等	手数料		開示等の請求手数料を定めている場合	手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めているか。			★						-	-	
129	3-9	個人情報の取扱いに関する苦情処理			個人情報の取扱いに関する苦情の申し出があった場合	個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行ったか。			★				-	-			
130	3-9	個人情報の取扱いに関する苦情処理				苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備されているか。		★			-		-	-		-	
131	10-1	講ずべき安全管理措置	基本方針の策定			個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、事業者の名称、関係法令・ガイドライン等の遵守、安全管理措置に関する事項、質問及び苦情処理の窓口等を定めた基本方針を策定しているか。			★		-		-	-		-	
132	10-2	講ずべき安全管理措置	個人データの取扱いに係る規律の整備			取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために、個人データの具体的な取扱いに係る規律を整備		★	★	132	-	自動判定		-	-	-	
133	10-2	講ずべき安全管理措置	個人データの取扱いに係る規律の整備			取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める個人データの取扱規程を策定、又は規律を整備しているか。		★	★		-			-	-	-	
134	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	組織体制の整備		安全管理措置を講ずるための組織体制を整備しているか。		★	★		-	自動判定		-	-	-	自動判定
135	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	組織体制の整備		個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任を明確にしているか 。		★	★		-		-	-		-	
136	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	組織体制の整備		個人データを取り扱う従業者及びその役割を明確にしているか。		★	★		-		-	-		-	
137	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	組織体制の整備		前項の従業者が取り扱う個人データの範囲を明確にしているか。			★		-		-	-		-	
138	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	組織体制の整備		法や自社において整備している個人データの取扱いに係る規律に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制は整備されているか。		★	★		-		-	-		-	
139	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	組織体制の整備		個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制は整備されているか。		★	★		-		-	-		-	
140	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	組織体制の整備	個人データを複数の部署で取り扱う場合	各部署の役割分担及び責任を明確化しているか。		★	★				-	-			
141	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱いに係る規律に従った運用		あらかじめ整備された個人データの取扱いに係る規律に従ったを運用し、その状況を確認するため、利用状況等を記録しているか。		★	★		-	自動判定		-	-	-	自動判定

142	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱いに係る規律に従った運用		「個人情報データベース等の利用・出力状況」に関して、システムログその他の個人データの取扱いに係る記録の整備又は業務日誌の作成等を行っているか。			★		-		-	-		-	
143	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱いに係る規律に従った運用		「個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況」に関して、システムログその他の個人データの取扱いに係る記録の整備又は業務日誌の作成等を行っているか。			★		-		-	-		-	
144	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱いに係る規律に従った運用		「個人情報データベース等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。）」に関して、システムログその他の個人データの取扱いに係る記録の整備又は業務日誌の作成等を行っているか。			★		-		-	-		-	
145	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱いに係る規律に従った運用	個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合	担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）」に関して、システムログその他の個人データの取扱いに係る記録の整備又は業務日誌の作成等を行っているか。			★				-	-			
146	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱状況を確認する手段の整備		個人データの取扱状況を確認する手段を整備しているか。		★	★		-	自動判定		-	-	-	自動判定
147	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱状況を確認する手段の整備		取り扱う「個人情報データベース等の種類、名称」についてあらかじめ明確化しておくことにより、個人データの取扱状況を把握しているか			★		-		-	-		-	
148	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱状況を確認する手段の整備		取り扱う「個人データの項目」についてあらかじめ明確化しておくことにより、個人データの取扱状況を把握しているか。			★		-		-	-		-	
149	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱状況を確認する手段の整備		個人データを取り扱う「責任者・取扱部署」についてあらかじめ明確化しておくことにより、個人データの取扱状況を把握しているか。			★		-		-	-		-	
150	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱状況を確認する手段の整備		取り扱う個人データの「利用目的」についてあらかじめ明確化しておくことにより、個人データの取扱状況を把握しているか。			★		-		-	-		-	
151	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	個人データの取扱状況を確認する手段の整備		個人データを取り扱う「アクセス権を有する者」についてあらかじめ明確化しておくことにより、個人データの取扱状況を把握しているか。			★		-		-	-		-	
152	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	漏えい等の事案に対応する体制の整備		漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しているか。	漏えい等事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である。	★	★		-	自動判定		-	-	-	自動判定
153	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	漏えい等の事案に対応する体制の整備		漏えい等の事案の発生時に「事実関係の調査及び原因の究明」を行うための体制が整備されているか。		★	★		-		-	-		-	
154	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	漏えい等の事案に対応する体制の整備		漏えい等の事案の発生時に「影響を受ける可能性のある本人への通知」を行うための体制が整備されているか。		★	★		-		-	-		-	
155	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	漏えい等の事案に対応する体制の整備		漏えい等の事案の発生時に「個人情報保護委員会等への報告」を行うための体制が整備されているか。		★	★		-		-	-		-	
156	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	漏えい等の事案に対応する体制の整備		漏えい等の事案の発生時に「再発防止策の検討及び決定」を行うための体制が整備されているか。		★	★		-		-	-		-	
157	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	漏えい等の事案に対応する体制の整備		漏えい等の事案の発生時に「事実関係及び再発防止策等の公表」を行うための体制が整備されているか。		★	★		-		-	-		-	

158	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し		個人データの取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組んでいるか。		★	★		-	自動判定		-	-	-	自動判定
159	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し		個人データの取扱状況について、定期的に自ら行う点検又は他部署等による監査を実施しているか。			★		-		-	-		-	
160	10-3	講ずべき安全管理措置	組織的安全管理措置	取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し	外部（JAPHICを除く）の主体による監査活動を受けている場合	外部の主体による監査活動と合わせて、監査を実施しているか。			★				-	-			
161	10-4	講ずべき安全管理措置	人的安全管理措置	従業者の教育		個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行っているか。		★	★		-	自動判定		-	-	-	自動判定
162	10-4	講ずべき安全管理措置	人的安全管理措置	従業者の教育		個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修等を行っているか。			★		-		-	-		-	
163	10-4	講ずべき安全管理措置	人的安全管理措置	従業者の教育		個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込んでいるか。			★		-		-	-		-	
164	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	個人データを取り扱う区域の管理		個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域及びその他の個人データを取り扱う事務を実施する区域について、それぞれ適切な管理しているか。		★	★	×	-	自動判定		-	-	-	自動判定
165	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	個人データを取り扱う区域の管理	個人データの管理区域がある場合	個人データを取り扱う区域に持ち込む機器等を制限しているか。			★				-	-			
166	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	個人データを取り扱う区域の管理	個人データの管理区域がある場合	IC カード、ナンバーキー等による入退室管理システムの設置等により、入退室管理を実施しているか。			★				-	-			
167	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	個人データを取り扱う区域の管理	個人データの取扱区域がある場合	壁又は間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置の実施等により、権限を有しない者による個人データの閲覧等の防止を実施しているか。			★				-	-			
168	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	機器及び電子媒体等の盗難等の防止		個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、適切な管理を行っているか。		★	★	×	-	自動判定		-	-	-	自動判定
169	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	機器及び電子媒体等の盗難等の防止		個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管しているか			★		-		-	-		-	
170	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	機器及び電子媒体等の盗難等の防止	個人データを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合	当該機器をセキュリティワイヤー等により固定しているか。			★				-	-			
171	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止		個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう、安全な方策を講じているか。	「持ち運ぶ」とは、個人データを管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい、事業所内の移動等であっても、個人データの紛失・盗難等に留意する必要がある。	★	★	×	-	自動判定		-	-	-	自動判定
172	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止	個人データが記録された電子媒体を持ち運ぶ場合	持ち運ぶ個人データの暗号化、パスワードによる保護等を行った上で電子媒体に保存しているか。			★				-	-			
173	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止	個人データが記録された書類等を持ち運ぶ場合	持ち運ぶ個人データに、封緘、目隠しシールの貼付け等を行っているか。			★				-	-			
174	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止	個人データが記録された書類等を持ち運ぶ場合	施錠できる搬送容器を利用しているか。			★				-	-			

175	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄		個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合は、復元不可能な手段で行ったか。	個人データを削除した場合、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存することや、それらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて証明書等により確認することも重要である。	★	★	×	-	自動判定		-	-	-	自動判定
176	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄	個人データが記載された書類等を廃棄した場合	焼却、溶解、適切なシュレッダー処理等の復元不可能な手段を採用したか。			★				-	-			
177	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄	情報システム（パソコン等の機器を含む。）において、個人データを削除する場合	容易に復元できない手段を採用したか。			★				-	-			
178	10-5	講ずべき安全管理措置	物理的安全管理措置	個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄	個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合	専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を採用したか。			★				-	-			
179	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	アクセス制御	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行っているか。		★	★		-	自動判定		-	-	-	自動判定
180	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	アクセス制御	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	個人情報データベース等を取り扱うことのできる情報システムを限定しているか。			★		-		-	-		-	
181	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	アクセス制御	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	情報システムによってアクセスすることのできる個人情報データベース等を限定しているか。			★		-		-	-		-	
182	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	アクセス制御	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	ユーザーID に付与するアクセス権により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用できる従業者を限定しているか。			★		-		-	-		-	
183	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	アクセス者の識別と認証	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証しているか。		★	★		-	自動判定		-	-	-	自動判定
184	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	アクセス者の識別と認証	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	ユーザーID、パスワード、磁気・IC カード等を利用し、情報システムを使用する従業者の識別・認証を行っているか。			★		-		-	-		-	
185	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	外部からの不正アクセス等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用しているか。		★	★		-	自動判定		-	-	-	自動判定
186	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	外部からの不正アクセス等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合で、個人情報を取扱う情報システムが外部ネットワークと接続されている場合	情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断しているか。			★				-	-			
187	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	外部からの不正アクセス等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入し、不正ソフトウェアの有無を確認しているか。			★		-		-	-		-	
188	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	外部からの不正アクセス等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態としているか。			★		-		-	-		-	
189	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	外部からの不正アクセス等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	ログ等の定期的な分析により、不正アクセス等を検知しているか。			★		-		-	-		-	
190	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用しているか。		★	★		-	自動判定		-	-	-	自動判定

191	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直しているか。（情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策を講ずることも含む。）			★		-		-	-		-	
192	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	個人データを含む通信の経路又は内容を暗号化しているか。			★		-		-	-		-	
193	10-6	講ずべき安全管理措置	技術的安全管理措置	情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合	移送する個人データについて、パスワード等による保護を行っているか。			★				-	-			
194	10-7	講ずべき安全管理措置	外的環境の把握		外国において個人データを取り扱う場合	当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じているか。			★						-	-	